

2015.10.21：平成 27 年 決算調査特別委員会 本文

○委員長

休憩前に引き続き、決算調査特別委員会を再開いたします。

次に、田中しゅんすけ委員の総括質問を行います。

それでは、田中しゅんすけ委員、お願いいたします。（拍手）

○田中しゅんすけ

よろしくお願いいたします。午前中に引き続き、自民党の二番手として、平成 26 年度の決算総括の質問を行います。

最初に、地域包括ケアシステムの構築について質問をさせていただきます。

いよいよ来年度からの制度運用に向け、おとしより保健福祉センターを中心に準備を進めていますが、その制度の構築に最も重要な役割を果たしていくのが、地域ケア政策調整会議だと考えております。

まず初めに、確認させていただきますが、地域ケア政策調整会議の設置された経緯についてお聞かせください。

○健康生きがい部長

地域ケア政策調整会議につきましては、医療・介護連携や新しい総合事業、認知症施策、住まいと住まい方、基盤整備、生きがい就労の 6 つの部会の総合調整や統括機関としての役割を担い、組織横断的に課題解決を図るとともに、分野ごとの取り組みを有機的に結びつけることによりまして、地域包括ケアシステムの構築を目指すことを目的として設置されたものでございます。

○田中しゅんすけ

ありがとうございます。今ご答弁にもいただきましたように、地域ケア政策調整会議は、新しい総合事業、医療・介護連携、認知症施策、住まいと住まい方、基盤整備、生きがい就労の 6 つの作業部会に分かれていて、課題の整備、解決に向け取り組んでいますが、各分野の進捗状況と今後のスケジュールについてお聞かせください。

健康生きがい部長

6 つの作業部会には、17 の検討事項がございますけれども、新しい総合事業分野の住民主体サービスの実施に向けた整備と生きがい就労分野の就労機会の創出及び拡大に関する支援の 2 項目におきまして、若干のおくれがあるものの、その他の項目につきましては、予定どおり進捗している状況でございます。

今後 17 の事項の検討結果と行動計画をまとめ、今年度末をめどに、住みなれた地域で、人生の最後まで生き生きと安心して暮らすことを目指した（仮称）板橋区版 A I P（エイジング・イン・プレイス）の構築に向けた取り組みに関する報告書を作成する予定でございます。

○田中しゅんすけ

順調に今作業を進めていらっしゃるということで、ひとまずは安心をさせていただきました。今回のこの地域包括ケアシステムというのが、今答弁にもありましたように、本当に多岐にわたって、各部署が連携して取り組んでいかなければ、本当にしっかりとした制度の枠組みができないという大切な今調整の時期でもあると思いますので、それぞれの作業部会の業務が多岐にわたっている今の現状の中で、ほかの組織、部会との調整が困難な状況が伺えますが、連携に向けた取り組みと課題があればお聞かせください。

○健康生きがい部長

作業部会における検討項目が多岐にわたることから、作業部会の全体会を定期的で開催し、各作業部会からの報告や問題提起につきまして、全体での検討や意見交換、情報交流を行うことで、他組織も含め、各主体相互の連携を図っているところでございます。

全体部会に携わる職員全員が地域包括ケアシステムの全体像を理解しながら、個別の取り組みを有機的に結びつけていくことが重要でございます。また今後、作業部会の再編、追加や構成員の見直しなどを柔軟に行いながら、作業部会の検討をより円滑に進めていく必要があると考えてございます。

○田中しゅんすけ

さらに、庁内での連携はもとよりなんですが、医療関係団体、町会連合会など、さまざまな団体との連携が必要になってくると思いますが、関連する連携先はどのくらいありますか。

○健康生きがい部長

現在の検討過程におきまして、板橋区医師会や歯科医師会、薬剤師会を初め、病院関係者、訪問看護ステーション、介護サービス事業所、全事業所連絡会、地域包括支援センターなどの医療・介護連携の核となる団体及び事業者や町会連合会、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体など、地域連携が必要な団体は、約 40 以上と考えてございます。

○田中しゅんすけ

本当に今のご答弁にもありましたように、40以上の連携先があるということですので、ぜひ丁寧に進めながらも、時期がもう区切られておりますので、順次進めていただきたいと思います。

また、ことしの4月に健康生きがい部も組織改正があり、新たに地域ケア政策担当係長が定数1で新設をされましたが、今後の人員配置についてのご見解をお聞かせください。

○健康生きがい部長

地域包括ケアシステムの構築につきましては、課題解決に向け、組織横断的、戦略的に取り組むことが重要でございます。現在は、ご指摘のようにまだ計画策定の段階であることから、専任の係長と地域ケア推進係の職員3人が従来の担当事務を兼務しながら取り組んでいるところでございますけれども、来年度に開始を予定している高島平地域包括支援センター圏域でのモデル実施の結果などを踏まえまして、今後の作業の進捗や業務内容などの変化による事務量を精査した上で、将来的な体制を検討していきたいと考えてございます。

○田中しゅんすけ

ぜひ十分な人員で臨めるような体制をとっていただきたいと思います。

最後に、この地域包括ケアシステムの事業を統括していくのは、現在はおとしより保健福祉センターが中心となって制度の構築に当たっていただいておりますが、今後は、やはりこれからの状況の中で、本庁内にしっかりとした部署があるべきであると考えておりますし、新しく新設された長寿社会推進課というところが所管としてしっかりと責任ある立場に立っていただくのかなと考えておりますが、今後はどちらが調整役としてその担当を担っていくのかをお聞かせください。

○健康生きがい部長

地域包括ケアシステムの構築に当たりましては、介護・福祉のみならず、高齢者の暮らし全般を支える包括的な取り組みが必要でございます。おとしより保健福祉センターにつきましては、これまで総合的な高齢者施策の核としての役割を担いまして、地域包括ケアシステムの構築につきましても担当してきた経緯がございます。地域包括ケアシステムを推進するためには、具体的なシステムの構築を行うおとしより保健福祉センターと、今年度新たに創設されました部内を統括し、さまざまな高齢者施策を調整する長寿社会推進課を中心に、関係部署による全庁的な体制で臨むことが必要不可欠であると考えてござい

す。

したがいまして、今のところどちらかということではなく、二頭体制でやっていって、将来的には需要を見越して、専任体制の必要性も考えていかなければならないと思っているところでございます。

○田中しゅんすけ

ぜひ、今の状況の中では、全庁的な体制ということが本当に必要な部分ではありますけれども、やはり全庁的な体制から、しっかりとどこがイニシアチブをとって統括していくのかということは、これからの本当に制度運用に向けて大変重要なことでありますので、ぜひ連携をとりながら進めていただきたいと思います。

1項目めは以上です。

続きまして、土木事務所の再生についてお伺いいたします。

土木事務所の再生について質問をさせていただきますが、板橋区は土木事務所の正規職員の再任用化による退職補充の方針を進めるため、全面委託化を引き続き目指していますが、そのことがもととなり、今年度以降の1事務所当たりの技能職員の定数が5名を割り込み、直営作業班の編成が難しくなることが、平成25年度の決算総括で質問させていただいた際、土木部長の答弁から明らかになりました。

そして、何よりも注視しなければならないのは、このことが要因になり区民サービスの低下を招くことが考えられるからです。現に当時の土木部長の答弁の中でも、「道路の維持保全そのものは委託や工事の工夫と効率化で乗り切れると考えておりますが、それを支える、あるいは補うための監督業務や直営施工による緊急対応、現場での区民説明などについては、不足や遅延が多少生じていると感じている」とお答えになっています。まさに現場の声を直接表現していただいたのではないのでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

まず初めに、確認しておきたいのですが、総務省から技能職の採用を控えるよう通達がなされたとの話がありますが、その真偽と、あったとするならば、その内容を教えてください。

○総務部長

土木事務所の職員を含めた技能職の採用についてでございますけれども、平成19年度に総務省のほうから、各都道府県知事宛てに、技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施についてという通知がされてございます。その中で、技能労務職員等の給与等について、総合的な点検を実施し、適切に対処するよ

う指示されているところでございます。

また、同年度に東京都からは、技能労務職員等に関する総務省からの助言についてという文書によりまして、技能労務職につきましては、退職補充を基本とし、安易に採用を行うことのないよう慎重に対応すること、業務がふえ、増員が必要となる場合においても、民間事業者の活用による対応を図ることと通知されたところでございます。

○田中しゅんすけ

今の答弁の中で、退職補充を原則とし、安易に雇用しないという内容で通達がされていたというふうにご答弁をいただきましたが、清掃業務に関して板橋区の技能職の採用はしていないのでしょうか。

○総務部長

清掃業務の技能職につきましては、平成26年4月1日付で8名の新規採用をしてございます。

○田中しゅんすけ

やはりその8名の採用をしたということは、それは必要だからというところから生じたことではないでしょうか。例えば墨田区や世田谷区では、技能系職員の採用を一部再開しています。墨田区の例ですが、道路の陥没の補修や公園遊具の点検パトロール、風水害などが起きた際の緊急初動態勢での対応などは、委託よりも職員が対応したほうが適しているとの判断から、土木事務所の補充の措置は例外的な扱いとしております。板橋区ではいかがでしょうか。

○総務部長

先ほどお話ししました清掃の職員につきましては、大規模災害が発生した等に対応するため、初期対応に必要な人員を確保するというような基本的な考えのもとで採用したものでございます。

近年一部の区におきましては、土木事務所の作業員を採用しているということは承知してございますけれども、一方、数区で全面委託をしているという状況もあるというところでございます。

私どもは、東京都に例年、特別区の職員の採用状況について、東京都を通じて総務省に報告をしておりますけれども、その都度技能労務職員については、退職補充を基本とし、適正な配置に努めるよう、そのような指導を受けているところでございます。

また、先ほど清掃の職員については採用したということもございます。同様

に、土木事務所に勤める技能労務職についても同様のことが考えられるのかなということもございます。直営作業のさらなる効率化、どこまで進められるか、あるいは民間活力の導入により、諸般の課題が解決できるかを十分検討していきたいと思っております。

○田中しゅんすけ

ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。この後、直営作業員の重要性というのをまた質問させていただきますが、次に、さらに板橋区の技能職の職員は、最も若い職員で40代半ばだとも聞いておりますし、技能職の職員が減ることにより、委託化は現状ではさらに進んでいっている状況であります。

そこで、技能職の職員を一定数確保することにより、全面委託と比較して、どのような業務の充実が期待できるでしょうか、お答えください。

○土木部長

技能職員を一定数確保した場合に充実できる業務はということでお答えいたします。

区民サービスの面で、委託の作業員と比べて直営作業員がすぐれている点は、一般論になりますけれども、区民への説明力を有していること。2つ目に、区職員として、現場で判断して対応できること。また、3つ目に、災害時でも職員としての責任感を持って従事できること。4つ目として、地域の特性や課題などを踏まえた対応ができることなどが挙げられます。これらが業務に活かされると考えてございます。

○田中しゅんすけ

かなり直営作業員がいらっしゃることによって、地域での、坂本区長が常日ごろおっしゃっております安心・安全の分野からも含めて、丁寧に説明ができるということが直営でできることの大きなメリットであると考えております。

続きまして、大規模地震、河川の氾濫、ゲリラ豪雨など、激甚災害のような非常時での対応をお聞かせいただきたいと思っております。このような非常時に、復旧活動に関する協定を区内土木事業所と結んでいるのは、板橋区だけなのでしょうか。

○土木部長

区内の土木事業者の多くは、板橋区とだけではなくて、東京都や警察、消防など、災害時における応急対策業務に関する協定を締結していると聞いてございます。

○田中しゅんすけ

そうなりますと、非常時の協定が板橋区だけでないと、今ご答弁いただきましたが、激甚災害が起きたときの優先順位はどのようになりますでしょうか。

○土木部長

災害時の優先順位はということでございますが、災害の状況にもよるんですけども、例えば道路につきましては、原則として国道、都道などの幹線道路の警戒を行います。警戒というのは、障害物などを取り除いて、道路を通行できるようにすることでございますけれども、幹線道路から警戒を行ってまいりまして、次いで主要な区道、そして一般の区道というような順番になると考えてございます。

○田中しゅんすけ

そうなりますと、そのような状況下の中で、区道への応急処置の対応をすることができのでしょうか。

○土木部長

区道の警戒や復旧についてですけれども、国道や都道など幹線道路の警戒や応急対策が終了した後に、その幹線道路を活用して効率的に実施することになると考えております。それまでの間は、土木部の職員で直接応急措置に全力を尽くしていきたいと考えております。

○田中しゅんすけ

では、そのようなケースで、仮に直営で技能職を主体とする作業班があった場合は、具体的にどのような活動が想定できますか。

○土木部長

土木事務所の作業班は、コンクリートカッターや削岩機、それから転圧機などの機材と操作技術を備えてございますので、塀の倒壊などによるコンクリート塊の除却や、陥没や破損した道路の応急復旧などを直接行うことができると考えてございます。

土木部内でも他の部署の職員が多数応援に出るような状況では、そういった作業に不慣れな職員がほとんどでございますので、そのような職員への技術指導や安全管理など、監督的な業務を行わせることを考えてございます。

○田中しゅんすけ

何かが起こったとき、ほかの区でも、なぜこの技能職の採用にまた踏み切ったかということは、まさしく激甚災害が起きたとき、また急な対応をしなければいけないときに、直営作業班がいることによって、どれだけ速やかに対応をしていただけるかということがわかっていただいたと思います。

今までの議論を踏まえ、昨年、政策経営部長は、「区民サービスの維持向上をさせるための委託内容、仕様の追加も含め、委託化を進めたい」と答弁されましたが、今年度も板橋区としてのお考えは変わらないのでしょうか。

○政策経営部長

これまで板橋区におきましては、民間事業者の専門性やノウハウの活用、個別化する行政需要への柔軟な対応、地域経済の活性化などの効果を期待いたしまして、民間開放による公共サービスの提供を進めるという視点で委託化を進めてまいりました。

現在策定を進めております平成28年度からの行財政経営計画におきましては、現行のいたばし未来創造プラン、経営革新編の基本理念、行財政経営の質を高め、区民本意による区政の実現を継承しながら、民間活力の活用と区民サービスの向上を基本方針の一つに据えておりますが、過度な民間活力の活用が行政サービスの質の低下を招いたり、あるいは行政責任の所在や区の当事者意識が曖昧になったりすることがないように、区としてもしっかりと認識するとともに、いたずらに経費削減を目的とするのではなく、将来を見据えて、区民サービスの向上を第一に対応していくこととしております。

以上の方針を踏まえながら、土木事務所作業業務につきましても、関係部署とともに検討を進めているところでございまして、具体的な方向、取り組み内容につきましては、11月に計画の素案をお示ししたいと思っておりますので、その段階で明らかにしてまいりたいと考えております。

○田中しゅんすけ

ぜひ将来を見据えた対策をとっていただきたいと、心から要望させていただきます。

そして、ちょっと最後に、スライドを用意させていただいたんですが、実は、平成26年3月13日の夜間に、板橋四丁目周辺で降雨による大規模な浸水被害が発生したときの現状です。原因は、板橋一丁目付近の下水道工事の資機材が流失し、下水道管の流れを阻害したため、雨水が下水とともに地上に噴出し、26世帯が床下・床上浸水の被害に遭ったときの現場の写真です。

ごらんのように、現場は、道路を支える基盤、砂利や土が飛散し、ちょっと

夜なのでわかりづらいんですけども、いつ陥没してもおかしくない状態となり、道路の通行は全く不可能な状況でもありました。

次の写真は、メジャーを差し込んでいただいているんですけど、見えないんですけど、1メートル。1メートル、このメジャーが入っています。ですので、深さ1メートルにわたって陥没したということになります。そのときの水害記録の状況を時系列で追わせていただいたんですけども、まず午後7時50分、消防署より入電。板橋四丁目26番地付近にて、マンホールから水があふれている。床上まで汚水があふれている。宿直職員から土木部管理課監察係へ連絡。現地へ出向。消防、警察も現地へ出向。危機管理室職員も現地へ出向。20分後の8時10分、板橋四丁目41番付近、道路冠水、約30センチ。板橋第五中学校の校庭南側からの水で、くるぶしぐらいまで浸水がありました。そのときに、タクシーが板橋第五中学校の北側の金沢橋付近にて水があふれて立往生しております。その後、8時15分、警察交通規制の情報。8時20分、消防署より入電。板橋四丁目24番付近、道路陥没と盛り上がり、数件の床上・床下浸水があったということです。

これが次の日の早朝、これだけ道路が陥没しちゃっているんですね。これだけ道路が陥没して、剥がしてみると、こんな状況であったと。これだけの被害があったんですね。

しかし、今申し上げたことが発生した記録なんですけど、この状況にもかかわらず、即座に危険箇所への車両の通行どめをしていただき、道路危険箇所の応急対応及び汚泥処分、約6トン、車両4台、人員16名で被害の対応に当たっていただきました。まさに非常時における対応でもありますし、下水道管の破裂でもありましたので、大量の汚泥の処理までしなければならない状況下での速やかな対応は、地域の区民にとっては、とても心強く安心感を感じたのではないのでしょうか。

果たして全面委託となったときに、このような対応がなされるのでしょうか。最後にご見解をお聞かせください。

○土木部長

仮に全面委託となったときには、その委託の契約の内容にもよると思いますけれども、先ほど申し上げましたように、その場で判断して、区職員として活動できることというのは、委託の職員では難しいのかなと思っております。

○田中しゅんすけ

ぜひ前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、3項目め、休日診療対応薬局について質問させていただきます。

以前から休日診療対応薬局の必要性については、機会を捉えながら訴えてまいりました。また、板橋区としても区民の健康を守る観点からの重要性を認識していただいております。そして、現在ボランティア的に休日の開局をしていただいている薬局の方々に、板橋区としての支援が欠かせないものであることもお伝えをさせていただいてまいりました。改めて区の見解をお聞かせください。

○保健所長

休日診療対応薬局も含めまして、休日の一次救急体制を整備することは、区民の健康を守るために重要と認識しており、区民にとってよりよい休日診療対応薬局の制度の検討を進めてきたところでございます。

その検討の中で、区民のニーズや休日診療に対応した調剤薬局の必要性が明らかになり、また休日診療対応薬局の体制についても研究を深めており、さらに制度の構築に向けた取り組みを進めてまいります。

○田中しゅんすけ

ありがとうございます。2か月前に、板橋四丁目の民家で、三姉妹が熱中症で死亡していることが発見された事件がありました。この事件、親族の方から依頼を受けて、最初に現場に駆けつけていただいたのが地域の調剤薬局の薬剤師さんだったのが現状です。まさに地域で大切な役割を果たしていただいておりますので、ぜひ前向きに実施に向けた取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、植村冒険館について聞かせていただきます。

公共施設の整備に関するマスタープランの個別整備計画第1期の集約化・複合化プランとして、東板橋体育館を核とした植村冒険館を複合化するプランが示されました。

植村直己さんは、世界5大陸最高峰登頂や北極点単独犬ぞり到達、グリーンランド3,000キロ縦断など、数々の偉業をなし遂げられたことから、昭和59年4月19日に、国民栄誉賞を受賞されたことは周知のとおりであります。さらに昭和43年12月ごろから板橋区仲宿で暮らし始め、当時、仲宿商店街のお豆腐屋さんの娘さんであった野崎公子さんと、昭和49年、33歳のときに結婚をなさいました。

まさに東板橋体育館への複合化は、植村さんが板橋で暮らし、過ごしたゆかりの地に集約されることから、地元の商店街、ありし日の植村さんを知る地域の方々にとっても、とても思い入れの深い計画であると感じられます。

そこで、お伺いいたします。

この東板橋体育館に集約されるまでのスケジュールをまずはお聞かせください

い。

○区民文化部長

スケジュールでございますけれども、公共施設等の整備に関するマスタープランの個別整備計画においては、平成31年から32年度を目標に東板橋体育館を大規模改修し、植村冒険館を複合化する予定でございます。詳細な予定はまだ未定でございます。今後、関係部署との協議の中で決定されていくと考えております。

○田中しゅんすけ

また、どのようなプランで現在ある東板橋体育館で展示をしていく予定なのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○区民文化部長

展示計画でございますけれども、植村冒険館は、東板橋体育館の3階スペースを活用する予定でございます。現在の植村冒険館の展示スペースは、76平米ほどでございます。東板橋体育館では、197平米ほどとなるため、面積は約2.6倍にふえる予定でございます。ふえたスペースを最大限活用し、犬ぞりやテントの常設展示など、今まで以上に魅力ある展示に加え、リラックスして映像を見ていただけるコーナーの設置など、冒険家、植村直己さんの魅力発信の拠点として整備をしたいと考えております。

また、植村直己さんのふるさとであります兵庫県豊岡市の植村直己冒険館と一層連携を図りまして、実際に植村さんが着用した毛皮のズボンなど、今までスペース的に難しかった品々の展示なども企画して、来館者数をふやしたいと考えております。

○田中しゅんすけ

そうした場合、かなりスペースも広くなるということで期待ができる内容なのかなというふうに今お聞きしておりましたが、複合化した際ですね、今は東板橋体育館ですけども、複合化した際の名称、例えば植村直己記念体育館など、新たなお考えがあればお聞かせください。

○区民文化部長

先ほど委員からご紹介がございましたけれども、植村直己さんは、東板橋体育館の近くの仲宿で暮らしていて、冒険を続けていたという経緯もございます。冒険家としては初の国民栄誉賞を受賞し、世界的な冒険家の1人であり、その

名を後世まで残すべきと考えております。委員がおっしゃられました、例えば植村直己記念体育館など、その名をつけることも今後検討したいと考えています。

○田中しゅんすけ

ぜひよろしく願いいたします。そうなりますと、バス停でも「植村直己記念体育館」というふうアナウンスしていただけますので、いろいろと、区内のみならず、区外にも発信していけるのではないかと考えておりますので、ぜひ検討をお願いいたします。

そして、今まで取り組んできた冒険館の事業も含めて、新たな企画があればお聞かせいただきたいんですけども、例えば高齢者の健康増進に向けたウォーキング事業、石神井川をウォーキングして歩くとか、そういうやはりこれからの高齢者への事業ということも必要になってくると思うんですが、そのあたりで何かお考えがあればお聞かせください。

○区民文化部長

現在の植村冒険館では、年4回の企画展を中心に、展示事業と区内の小・中学校や区立施設での出張展示、あるいは都内の書店での展示などを実施しているところでございます。

また、自然への関心を高める実体験事業として、小・中・高校生を対象とした自然塾、あるいは成人を対象としたアドベンチャー講座を実施しているところでございます。特に子どもたちを対象とした自然塾につきましては、非常に人気も高く、今後もより質を高め、命の大切さや冒険心を育む事業として、さらに充実をしていきたいと思っております。

また、高齢者の方々のためには、東板橋体育館と併設になりますので、その高齢者用のジムとか、そういうものも利用して、高齢者のための施設というようなことも考えたいと思っております。

○田中しゅんすけ

そして、最後に、集約された場合、やはりこの冒険館に多くの方々に来館していただかなければいけないと思っておりますが、その多くの方々へ向けた発信の取り組みについてお考えがありますか、お聞かせください。

○区民文化部長

現在の植村冒険館でございますけれども、駐車場のスペースが少なく、午後3時以降は交通規制のため、自動車では来館しづらい状況でございます。東

板橋体育館では、大きな駐車場があるため、自動車での来館も期待できると思います。

また、例えば体育館の1階の入り口に植村さんのパネルなどを設置したり、あるいは壁を利用したスポーツライミングなどを設置するというようなことで、体育館の利用者に植村直己さんを知っていただくきっかけづくりも検討したいと考えております。

さらに仲宿地域の方々や商店街、あるいは指定管理者と連携しまして、ジムやアリーナを使った登山に向けての体力づくり講習会や仲宿地域を巡るウォーキング、商店街とタイアップしたイベント等々、地域を巻き込んだ取り組みを行って、多くの方々に来館していただきたいと考えているところでございます。

偉大な冒険家、植村直己さんのスピリットを区の大きな財産として大切にしていって、今後も後世につなげていくように努めていきたいと思っております。

○田中しゅんすけ

ぜひよろしくお願ひいたします。私の次男もことし初めて、今小学校4年生なんですけど、植村冒険館が主催するアドベンチャーキャンプに参加させていただきました。2泊3日のキャンプだったんですけども、次男から話を聞いたところ、とても得がたい体験をしてきたという感想を申しております。親としてもすごくびっくりしたのが、この2泊3日のキャンプの中で、まず寝巻きは、持ち物表に入っていなかったんで、冒険館のほうに確認して、寝巻きは必要ないんですかとお話をしたところ、寝巻きは必要ありませんよと、着がえるところないですとと言われてまして。では、洗面道具ですね、お風呂のシャンプーとかはどうしますか。ああ、いいです、いいですと。お風呂ありませんからと。運よければ川で洗えますからと。2泊3日間なんですけれども、川で洗えますからと。保険証のコピーはどうしますかと。大丈夫です、保険証のコピーがなくても、今は緊急で病院に連れて行って、後で対応ができますからと。で、その後、聞こうと思ったら、余計なことは余り聞かないでください、持たせないでくださいと。私たちは、このキャンプを通じて冒険をする大切さと自立することの大切さを教えていきますと。余りいろんなものを持たされても、私たちは、子どもたちの命を守るので精いっぱいなので、余計なものは持たせないでくださいというふうにと言われてまして、心配して送り出したんですけども、2泊3日を終えて、元気に帰ってきまして、今も新しい植村冒険館の企画にまた改めて参加させていただいております。

やはりこれからの子どもたちにとって、植村直己さんが体現されたチャレンジスピリッツを今後子どもたちに伝えていかなければいけないんじゃないかということを本当に今回は強く感じております。ですから、この集約化を機に、

植村冒険館のあり方を考えていくべきだと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

続きまして、原付・自動二輪車の駐車場の整備についてお聞きいたします。

昨年、私は、都市建設委員会の分科会で、放置自転車への対策の強化とあわ
せ、原付・自動二輪車についても対策を講じていくべきではないかと提言をさ
せていただきました。なぜなら、板橋区のみならず、日本では、原付・自動二
輪車の保有台数と比較して、原付・自動二輪車を駐車することが可能な駐車場
の数、いわゆる収容台数が不足しているからです。そのことが原因で、板橋区
でも毎年10月に、駅前では台数調査をしていただいておりますが、1日に約300台、
原付・自動二輪車の放置が確認されています。

しかしながら、原付・自動二輪車のユーザーに路上駐車をする理由について
アンケートを実施したところ、39%、約4割のユーザーが目的地に近い駐車場
がないと回答しております。さらに、そのアンケートでは、周辺住民へも調査
を実施しております。自動二輪専用駐車場整備の賛否を伺ったところ、88%
の人が自動二輪専用駐車場の整備に賛成をしており、その理由を大きく2つ挙
げていただいております。

1点目は、歩道が広く、歩きやすくなるから。もう1点目は、路上駐車が削
減されると思うからという内容の回答でした。今までご説明をさせていただ
いたことを踏まえて、質問させていただきます。

まず最初に、板橋区での原付・自動二輪車の保有台数をお聞かせください。

○土木部長

板橋区での原付・自動二輪車の保有台数についてですけれども、平成26年度
のデータになりますけれども、原動機付自転車は2万6,346台、自動二輪車は
1万3,848台となっております。

○田中しゅんすけ

約4万台、保有台数が約4万台ということだと今ご答弁をいただきました。

平成25年度から平成26年度の1年間で、原付・自動二輪車の駐車場の新た
な整備は、板橋区ではあったのでしょうか。

○土木部長

原付・自動二輪車の駐車場の整備の件ですけれども、整備は2か所で行いま
した。2か所とも単独ではなくて、自転車の駐車場に増設する形となってい
ます。1つは、大山駅前自転車駐車場ですけれども、以前は26台分の原付・
自動二輪車のスペースがあったんですが、24台増設して、50台分といたしまし

た。もう一つは、成増駅南口自転車駐車で、以前はゼロ台だったんですけれども、20台を駐車できるように整備をしました。

○田中しゅんすけ

地域の方からも、先ほどご説明をさせていただきましたアンケート結果と同様に、自動二輪車専用駐車場の整備がなされれば、路上駐車が減るのではという声を、地域でも聞くことがあります。そのことについていかがでしょうか。

○土木部長

板橋区の場合、駅前などに自動二輪車を整備する有効な土地が不足しているのが実情でございます。しかし、ご指摘いただきましたような、自動二輪車、あるいは原動機付自転車専用の駐車が整備されれば、一定程度の路上駐車は減らせるものと考えてございます。

○田中しゅんすけ

ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。先ほどもご答弁をいただきましたが、今後、自転車の駐車場の整備をしていく際に、スペースの有効活用を検討していただき、原付・自動二輪車の駐車場の整備もあわせて考えていただきたいのですが、ご見解をお聞かせください。

○土木部長

先ほども申し上げましたように、自転車駐場に適した土地そのものが不足している状況でございますので、どうしても自転車優先になってしまうところがあるんですけれども、今後は、自転車駐車場の建設に当たりましては、原付や自動二輪車の駐車施設の設置につきましても、あわせてきちんと考えてまいりたいと思います。

○田中しゅんすけ

ぜひよろしく願いいたします。

阪神淡路大震災のときにもオートバイの活躍が伝えられました。そして、東日本大震災のときには、オートバイの機動力を取り入れた救助活動を目の当たりにしてきました。被災地では、瓦れきが散乱する道なき道を、被災者が待つ避難所まで、全国のオートバイ組合が協力して医薬品を100日間にわたり運び続けていただきました。これからの災害対策にはオートバイの機動力は欠かせないものであり、地域の高齢者の宅配サービスにも、今まさにその力を発揮しようとしています。ぜひ原付・自動二輪車の駐車場の整備を積極的にこれから

も進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、「防災部」への取り組みについてお伺いいたします。

先日、毎日新聞の記事で、「つながる「防災部」と高齢者」というタイトルの記事があり、ぜひ板橋区もこの取り組みを取り入れるべきであると思い、ご紹介をさせていただきます。

その取り組みとは、荒川区の区立中学校全 10 校で今年度、部活動としての「防災部」が設置され活動を始めたという内容でした。「防災部」が設置されるきっかけとなったのは、東日本大震災後の 2012 年 5 月に、区立南千住第二中学校の「レスキュー部」が始まりで、災害時に地域の高齢者をスムーズに避難所へ誘導し、支援できるよう日ごろから顔見知りになるための絆ネットワーク活動などに取り組んだことからでした。

「レスキュー部」にはテニスなど、ほかの部活とのかけ持ちが多いようで、活動当初は 65 人だった部員数が、ことしは 199 人と全校生徒の 3 分の 2 が所属しているそうです。

絆ネットワーク活動では、生徒たちが登録している 60 代から 80 代の 32 世帯を月一、二回訪問し、お年寄りの安否確認にも役立っており、近くの保育園との合同避難訓練や救命講習の受講、地域行事の手伝いをするなど、活動は多岐にわたっています。

また、南千住第二中学校では、高度な救命技術を持つ生徒を育成しようと、ことし 6 月に新たに「スーパーレスキュー部」も発足させ、現在約 20 人が所属しているそうです。

板橋区もこの「防災部」への取り組みを取り入れることにより、地域防災の担い手としての観点を初め、この活動を通じ、将来は地域の消防団活動への参加や、中学校単位でシステムを構築していく地域包括ケアシステムの理解へと結びつけていくことも考えられます。ぜひ板橋区も取り入れていくべきであると考えますが、ご見解をお聞かせください。

○教育委員会事務局次長

「防災部」への取り組みについてのご質問でございます。

荒川区立中学校における「防災部」の活動は、町会や消防団と連携して、ポンプの操作を学んだり、地域の防災訓練に参加したりして、生徒の防災意識の向上、地域防災、あるいは地域福祉の向上に効果を上げているというご指摘でございます。私どももそのような認識を持っているところでございます。

板橋区立の中学校におきましても、学校安全計画に基づいて、全校で防災教育に取り組んでおります。自他の生命を大切にすることを体験を通して考え、判断、行動できる生徒を育成しております。

また、部活動といたしまして主体的に取り組みたいと考える生徒が、「防災部」という名称ではございませんが、ボランティア部などを結成いたしまして、地域の防災活動をしている学校もございます。さらに板橋第一中学校では、地域と連携した防災教育について研究し、災害に備えることの大切さを生徒に身につけさせる取り組みを進めているところでございます。荒川区の取り組みも含めまして、地域と連携したすぐれた取り組みを各学校に広げ、地域に貢献できる児童・生徒を全学校で育成してまいります。

○田中しゅんすけ

ぜひ全校に広げていただきたいと思います。知らず知らずのうちに日々の生活を通して中学校に通っている生徒の頭の中に蓄積された地域の情報を、板橋区が行っている行政サービスに取り組むことにより、新たな地域サービスが提供できるきっかけともなるはずですし、板橋区に住み続けたいと、中学生が思うきっかけとなっていくのではと思っております。ぜひ「防災部」、全校へ向けた活動の広がりをお願い申し上げます、この項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、敬老入浴事業についてお聞きいたします。

いこいの家での入浴事業が平成 28 年度をもって廃止されることから、今まで以上に敬老入浴事業への区民からの要望が高まっております。先日も赤塚新町にお住まいの方からお手紙をいただきました。お手紙の内容は、「1 年間で 15 枚は少な過ぎます。もう少し枚数を増やし、私たち高齢者が銭湯に行ける機会をふやしてください。友人たちから、この要望を板橋区に出してほしいと言われ、代表して書きました。このようなちょっとしたことにも耳を傾けてほしいのです」。それで、希望枚数は、10 倍の 150 枚というふうに書いてあります。

そこで、質問をさせていただきます。

年間交付枚数が 15 枚となっておりますが、算出された根拠をお示しく下さい。

○健康生きがい部長

敬老入浴事業につきましては、18 年度から実施されました高齢者元気リフレッシュ事業及び、21 年度から 25 年度まで実施された新高齢者元気リフレッシュ事業におきまして、公衆浴場利用補助券として対象者に交付していたものでございます。この事業につきましては、増加する事業経費に対応し、平成 25 年度に給付内容を見直し、従前の 25 枚から 15 枚に縮小した経緯がございまして、この枚数は、敬老入浴事業となった平成 26 年度以降に引き継がれたものでございます。

○田中しゅんすけ

そうしましたら、敬老入浴事業への枚数の増加に対するお考えはありますでしょうか。先ほどのお手紙の中では、150枚と10倍でしたが、そのお考えをお聞かせください。

○健康生きがい部長

いこいの家の入浴を廃止するに当たりまして、高齢者の入浴機会を確保する必要性を感じているところでございます。敬老入浴券の枚数の変更につきましては、何枚になるかわかりませんが、今後、財政課と協議を続けながら検討してまいりたいと思っております。

○田中しゅんすけ

ぜひ増加していただけるようお願いします。

敬老入浴事業の拡充は、現在減少の一途をたどっている板橋区内にある浴場の減少にも歯どめがかかるのではないかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○健康生きがい部長

公衆浴場につきましては、地域住民の健康、衛生を維持するために必要なものであると考えているところでございます。また、地域のコミュニティの場としての機能も果たしてございまして、今後介護予防等の事業展開を図る中で、その役割はますます重要になってくると認識しているところでございます。

公衆浴場の確保策につきましては、健康生きがい部に限らず、各部署を超え、さまざまな支援策を通じて、区全体で取り組むべき課題であると考えているところでございます。

○田中しゅんすけ

ぜひ、今ご答弁をいただきましたとおり、区全体で取り組んでいただきたいと思います。今の部長のご答弁の中にもありましたけれども、これからの公衆浴場が果たす役割は、地域社会の保健衛生、触れ合いの場、憩いの場として、また昨今においては介護予防を実施するなど、健康増進の場としても必要不可欠な施設であることは周知の事実でもあります。これからの地域包括ケアシステムの構築の中でも、脱衣所や施設を利用しての新しい総合事業の分野で地域力を発揮していただく拠点的な役割を担っていく施設であると考えております。ぜひ全庁的な、前向きな取り組みをお願いいたします。

続きまして、野口研究所についてお伺いいたします。

野口研究所は、板橋区加賀一丁目に位置し、野口研究所内にある建造物群の歴史的、文化的価値は非常に高く、さらにこのような火薬研究にかかわる施設群が1か所に集中して残るのは日本全国でもこの板橋区のみであることから、本年2月に、野口研究所の現状存置等を求める要望書を出しており、板橋区も教育委員会が窓口となり交渉を続けていただいております。

そこで、お伺いいたします。

まずは、現在の交渉状況についてお聞かせください。

○教育委員会事務局次長

野口研究所の現在の状況についてのご質問でございます。

昨年7月に、財務省、野口研究所から、用地を売却する予定であり、文化財的価値のある施設群を撤去することなど、そういうこともあり得るといような情報を聞いたところでございます。

区では、文化財的価値の高い野口研究所一体の保全を目指し、用地の取得も含めた検討をする用意があることを財務省や野口研究所に示して、調整を図ってまいりました。あわせて貴重な施設群の記録を残すために、旧東京第二陸軍省造兵署内火薬研究所等近代化遺産群調査団を組織し、調査を実施し、本年の2月27日に概要をまとめまして、来年、28年の1月には正式な報告書を取りまとめる予定で作業を進めております。

本年の3月30日になりまして、旭化成不動産レジデンス株式会社から、野口研究所の敷地を財務省から取得をしたとの連絡を受けたところでございます。その後、同社と協議を重ねまして、本年の4月13日付での文書で、マンションに建設する事業は行うものの、文化財的に価値の高い区画の一部については区に売却することが可能であるという回答を得ることができております。現在、区が取得可能な用地の範囲や譲渡価格について調整を進めているところでございます。

○田中しゅんすけ

それでは、今後の見通しとしてはどのようにお考えでしょうか。

○教育委員会事務局次長

野口研究所に関する今後の見通しについてでございます。

協議を重ねてまいりました結果、5月28日に旭化成不動産レジデンス株式会社から、譲渡価格と区側の意向を踏まえて拡大された譲渡対象区画について提示がございました。区は、庁内検討組織等で協議をした結果、提示された区画で取得をしていきたいと考えている旨の回答を7月17日付で、区長名で行った

ところでございます。

しかし、価格面では、同社が提示をしている額と区の不動産鑑定によりました評価額とで乖離があることから、区の評価額を基本として、双方で合意できる価格となるよう、現在も協議を重ねているところでございます。さらに敷地の一部で土壌汚染が確認されたことから、汚染状況調査や除染などの対策について、費用負担も含めて協議、検討をしていく必要がございます。

今後、用地取得に関する諸条件が合意に至った際には、対岸の理化学研究所をあわせて、国から重要文化財としての指定を受けることを目指し、近代産業の礎となりました貴重な産業遺産として保全していきたいと考えているところでございます。

○田中しゅんすけ

最後になりますが、現在、金沢小学校では、児童数の増加に伴う校舎の増築工事が平成28年度から始まりますが、改めて隣接する区立小・中学校の学区の見直しが必要になってくると考えておりますが、教育委員会のご見解をお聞かせください。

○教育委員会事務局次長

金沢小学校及び隣接する小・中学校の通学区域の見直しについてでございます。

金沢小学校の増築工事は、加賀地域における児童数の増加に対応するものであり、現段階では通学区域の見直しは計画をしていないところでございます。ただし、今後、大型の集合住宅が建設されるなど、さらに児童・生徒数がふえ、学校の受け入れが難しい状況になることが予測される場合には、通学区域の変更・調整を含めて総合的に検討してまいりたいと考えてございます。

○田中しゅんすけ

ぜひ通学区域に関しては、本当に今後の需要をしっかりと見据えていただいて、ご検討していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、名札表示板の設置についてお伺いいたします。

この項目の質問は、私自身としては3回目、板橋区議会としては、私の知る限り、我が党の杉田議長、ご勇退なされた先輩議員を含め、実に6名の議員がそれぞれの会派の垣根を越え、設置の必要性を訴えてまいりました。

いま一度申し上げさせていただきますが、行政書士会板橋支部の方々が板橋区とともに事業をしていただいていることは、毎年7月に開催する区民のため

の無料相談会、毎月第1・第3金曜日に情報処理センターで書類作成相談を行っていただいております。さらに昨今は、世情を反映し、相談内容は多岐にわたり、遺産分割協議書を初めとする相続関係書類の作成、契約書の作成、内容証明郵便による権利義務の意思表示書類の作成、遺言書の作成、示談書の作成、種々の請求書の作成とさまざまです。ましてや区民の方から書類の作成に関する問い合わせがたびたびあり、その都度行政書士会の支部長宛てに紹介確認の連絡が入っているのが現状です。

このような状況がさらにこの先も続くようなことがあるとしたならば、残念ながら区民へのサービスは低下し、おもてなしの心を大切にされる坂本区長の思いから離れてしまうのではないのでしょうか。

改めてお伺いいたします。

このような現況を解決するには、区役所内に行政書士の表示板を設け、行政書士の名前と連絡先を表示することが利用する区民の方々へのサービスの向上につながるのだと考えますがいかがでしょうか。

○総務部長

行政書士会板橋支部の皆様には、日ごろより区民のための無料相談会等を開催していただきまして大変感謝を申しているところでございます。

区政の運営に当たりましては、さまざまな団体等の皆様のご協力をいただいております。また、区役所内に特定団体の表示板を設置することは、ちょっと難しいのかなと考えてございます。

○田中しゅんすけ

ありがとうございます。3回目の答弁を聞かせていただきました。

そこで、さらにお聞きいたしますが、11年ほど前に渋谷区役所で名札表示板が設置され、昨年10月末までに、目黒区、中野区、八王子市、杉並区、墨田区、葛飾区、小平市、大田区の7区2市に現在は設置されておりますし、中でも、昨年4月に設置された小平市では、設置実現までの期間がわずか8か月間で設置が実現しております。ぜひ板橋区でも実現をしていただきたいと思います。ぜひ、思いのこもった見解をお聞かせください。

○総務部長

表示板につきましては、非常に委員に関しては冷たいというお言葉をいただくかもしれませんが、そういう回答でございます。ほかの支援策といたしましては、例えば庁舎案内の窓口に会員名簿を常設させていただいて、区民の方にご紹介をするとか、あと区民相談もやっております。そういう窓口で会員

名簿なんかも交付できるのかなと、そういう協力はできるのかなと思ってございます。

また、北館もいずれ改修の時期になりますし、周辺の施設等の再配置等もございいますので、その中で検討できればしていきたいと、当面そのような対応でご容赦願いたいと思います。

○田中しゅんすけ

ありがとうございます。4回目の質問を考えなければというふうに今感じております。

ぜひ目に見える、区民の皆さんが目に見えるような状況で、すぐわかる、どこに相談をしたらよいのか、特に行政に関する書類の作成はとても大切な区民サービスだと考えておりますので、ぜひ目に見える形でこのことを進めていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、口腔ケアについてご質問をさせていただきます。

板橋区の歯科衛生事業として、歯科衛生センターの運営、成人歯科検診、歯科衛生相談室、はじめての歯みがきひろばなどを行っており、特に今回は口腔ケアの重要性についてお聞かせいただきたいと思っております。

今ご説明をさせていただいた事業は、いずれも区民の歯と口腔の健康保持・増進の推進には必要なことであり、口腔ケアが欠かせないものであります。口腔の健康が保たれていれば、歯を失うリスクは当然低くなります。歯が残っている本数が多いほど、医科の医療費も含めた総医療費に差が生じ、医療費全体の削減につながるというデータも発表されました。

例として、歯がゼロから4本残っている人は、年間54万1,900円。歯が20本以上残っている人の医療費は、年間36万4,000円と、その差は17万7,900円にもなります。板橋区でも、板橋区歯科医師会とともに、8020運動を展開するなど、口腔ケアの必要性を理解し、全身の健康管理につなげているところでもあります。

そこで、ご質問をさせていただきます。

今後の板橋区としての口腔ケアの取り組みについてご所見をお聞かせください。

○健康生きがい部長

子どもから高齢者に至るまで自分の歯で健康な食生活を送るためには、幼児期からの口腔ケアが大切でございまして、今後も健康福祉センターなどで行う乳幼児や女性に対する歯磨き指導や、高齢者や障がい者に対する訪問歯科診療などの口腔ケアに積極的に取り組んでいきたいと考えてございます。

○田中しゅんすけ

次に、地域包括ケアシステムの構築に伴い、新しい総合事業の介護予防事業との関連はいかがでしょうか。

○健康生きがい部長

現在、介護予防事業の一次予防事業として、全ての高齢者を対象に健康福祉センターなどで、誤嚥性肺炎の予防と口腔ケアの大切さについて啓発する口腔ケア講習会とお口の体操教室を開催しているところでございます。また、介護予防事業の口腔機能向上のための二次予防事業として、元気力の低下した方を対象に地域センターなどで、お口の健康コースと、食事とお口の健康で元気力アップコースを実施しているところでございます。

一次予防事業と二次予防事業につきましては、今回の介護保険制度改正に伴いまして、板橋区では平成28年度から新しい総合事業の介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業に移行することになりますが、高齢者の口腔機能向上につきましては、引き続き保健医療の専門職により取り組んでいきたいと考えてございます。

○田中しゅんすけ

ぜひよろしくお願いたします。今のご答弁にもありましたが、誤嚥性肺炎など、さまざまな病気の予防のためにも日常的な口腔ケアに携わっていただく介護職、看護師、家族の方が日常活用できるようなリーフレットを作成する必要があると考えますがいかがでしょうか。

○健康生きがい部長

保健師などの専門家の方のみならず、専門的な知識を持たない介護を行う家族にとって、日常的な口腔ケアに関するわかりやすいリーフレットの必要性は十分認識しているところでございます。

○田中しゅんすけ

ぜひお願いをしたいと思います。このリーフレットの必要性は、医療・介護の現場で活躍されている医療関連団体で構成されている在宅療養ネットワーク懇話会の中でも議論をされていることでもあります。ぜひ実現に向け取り組んでいただきたいのですが、改めてご見解をお聞かせください。

○健康生きがい部長

在宅療養ネットワーク懇話会におきまして、口腔ケアのリーフレットの必要

性につきまして議論が行われていることは承知しているところでございます。現時点では、歯科医師会からの直接の要請はございませんけれども、リーフレットの作成に関しては、内容の精査や作成必要部数、配布の方法などとともに、予算措置を伴うために、財政課と協議を行いながら、今後の検討課題としたいと考えているところでございます。

○田中しゅんすけ

ぜひ歯科医師会の方とも連携をしていただいて、リーフレットを作成して、必要なところに配布をしていただくと。その配布をしていただくことにより、病気を未病に防げたり、介護の現場でこれ以上進行がしないということ、また誤嚥性肺炎のような重い病気にかからないという予防にもなりますので、ぜひ検討をお願いいたします。

続きまして、障がい者福祉センターについてお聞きいたします。

現在、障がい者福祉センターは、施設利用として、板橋区内に住所を有する心身障がい者やその保護者、その組織する団体などに部屋の貸し出しを無料で行っており、多くの方々が利用されております。しかし、団体などの方々の利用のできる部屋は限られているため、その会議室を利用するための競争が激しくなっていることも現実問題としてあらわれています。

そこで、お伺いいたします。

もう少し利用者が使用しやすい貸し出し部屋の仕様を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○福祉部長

障がい者福祉センターの貸し出しの部屋の仕様についてのお尋ねでございますが、現在、障がい者福祉センターでは、グループ活動室、多目的ホール、講習会室、和室、陶芸室などの6室の部屋を貸し出しております。平成26年度の平均利用率は29%でございましたが、おっしゃるとおりで部屋の仕様によって利用は大分違う状況でございますので、利用者の方が利用しやすいよう、今後仕様については検討していきたいと考えております。

○田中しゅんすけ

ぜひ早急にご検討いただいて、仕様を変えていただきたいと思っております。

最近では地域の集会所等でも和室の利用が減っており、利用者の方から和室を洋室にかえてほしいという相談を受けます。障がい者福祉センターを利用する方からも同様に和室から洋室にかえてほしいという相談を受けましたが、これについてはいかがでしょうか。

○福祉部長

和室が1つございまして、現実、おっしゃるように、洋室がいっぱいになるときに和室を利用する状況はございます。障がい者福祉センターにつきましては、公共施設の整備に関するマスタープランの個別計画の中で、改修の方向性を示しておりますので、今後、和室を洋室にするにつきまして、改修経費の課題、それから改修時期を踏まえ、今後どうするか検討してまいります。

○田中しゅんすけ

障がい者福祉センターの部屋の貸し出しをする受付業務が、現在は3階にあります。視覚に障害のある方から、受付を1階でも行えるようにしてほしいという声がありましたが、いかがでしょうか。

○福祉部長

障がい者福祉センターにつきましては、1階に主に高島平福祉園との併設になっておりますので、受付スペースが広くとれない現状がございます。しかしながら、障がい者の方が利用する施設でございますので、受付を1階に変更できないかどうか、今後検討してまいりたいと思います。

○田中しゅんすけ

ぜひ検討をお願いいたします。

また、先ほどのご答弁の中でもいただきましたが、公共施設等の整備に関するマスタープランの中で、改修との方向性が示されております。そして、その改修の時期や方法について、お示しができることがあれば教えていただけないでしょうか。

○福祉部長

障がい者福祉センターにつきましては、先ほどお話ししましたように、公共施設の整備に関するマスタープランの個別計画の中で、改修の方向性が示されております。改修の時期、方法につきましては、第1期計画期間の平成28年度から37年度までの目標事業の中で示しておりますので、具体的には、障がい者福祉センターは、第1期計画期間中を目標に福祉園の大規模改修の検討と一体的に区有地等の活用を含めた改修方法、改修時期を検討するということになっておりますので、今後具体的に検討していきたいと思っています。

○田中しゅんすけ

ぜひ、長い計画のスパンがあるようですので、早目の計画をしていただけれ

ばと思います。また、その改修の際に、利用者のニーズに合った施設整備をしていただきたい。先ほどもご答弁で触れていただきましたが、和室を洋室にというような個別案件もありますが、そのようなニーズに対しての対応はいかがでしょうか。

○福祉部長

障がい者福祉センターの改修につきましては、利用者は障害をお持ちの方でございまして、改修の際には、利用されている障がい者の方々のご意見を十分お聞きしながら、障がい者全ての区民の方が使いやすい施設になるよう検討してまいりたいと思っております。

○田中しゅんすけ

ぜひよろしく願いいたします。

最後になります。

J R板橋駅改良工事と周辺の整備についてお伺いいたします。

まず初めに、J R板橋駅の駅舎改良工事に伴うバリアフリー化について改めてお伺いいたします。

いよいよⅠ期工事として、駅本体と滝野川口の工事が着手され、2年後の平成29年度には、駅本体の改良と滝野川口のバリアフリー化の工事が完了する予定ですが、板橋口のバリアフリー化についての明確な工事時期が示されていないのは、B用地との一体的開発による基本合意が締結されていないことが原因になってしまっているのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○政策経営部長

J R板橋駅の改良工事に伴います板橋口側のバリアフリー化工事の時期が現時点で示されておりませんのは、板橋口側の板橋駅舎用地内に東京電力のケーブルが埋設されておりまして、当該用地の工事に支障が生じることが判明いたしましたために、工期を分割した上で、北区滝野川口及び駅本体を対象とするⅠ期工事をまず先行し、板橋口側の工事については、埋設ケーブルの切り回し後に開始するⅡ期工事としたことが原因でありまして、B用地との一体的開発にかかわる基本合意の締結の有無とは直接的なかわり、因果関係はないところでございます。

○田中しゅんすけ

埋設ケーブルの切り回しは、どれぐらいかかるんですか。もしお答えできれば。

○政策経営部長

JRから聞いているところによりますと、平成28年度には終わるということでございます。

○田中しゅんすけ

先ほどもお話をさせていただきましたように、平成29年度には滝野川口だけがバリアフリー化されるという現状であります。地元板橋区の板橋口側の区民の方々からは、板橋区側のバリアフリー化もあわせて進めていただきたいと、再三要望させていただいております。

ですので、ぜひ、この基本合意の締結には関係ないと、あくまでも埋設ケーブルの切り回しだということであるとするならば、その埋設ケーブルは何も板橋区側だけに埋まっているはずではないとお聞きしておりますので、ぜひあわせて早急に板橋口側のバリアフリー化についても、JR側と前向きに検討していただいて、時期の余りおくれることのないように進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政策経営部長

板橋口側のバリアフリー化につきましては、地域の皆様から、また板橋駅の利用者の方々からも切実な要望であるとお聞きしておりますので、できるだけ早期に実現しなければならないと、区としても考えております。

板橋口側のバリアフリー化の工事時期が早期に明確になるよう、またその時期がB用地と板橋駅舎用地との一体的開発の検討に起因して、後ろ倒しになるようなことがないように、十分念頭に置きまして、JR東日本との協議を続けてまいりたいと考えております。

○田中しゅんすけ

今、部長が力強く答弁していただきました。ぜひ、いろんなことが絡まって、JR板橋駅の板橋口側のバリアフリー化がおくれたんだというような状況にはならないように検討をしていただきたいと思いますし、交渉を進めていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

次に、町会連合会板橋支部としても要望されておりますが、JR板橋駅西口（板橋口）前の交番の設置についてお聞きいたします。

現在、JR板橋駅には、北区側の東口、滝野川口に交番が配備されていますが、JR板橋駅自体は板橋警察署の管轄であるため、駅校内での110番通報に当たっては、主に板橋警察署管内の中山道沿いにある平尾交番が対応に当たっており、駅への緊急対応も少なからず発生している状況です。

このような駅周辺地域の防犯強化、安心・安全のまちづくりの観点からも、駅舎用地の活用計画にあわせて、板橋区側西口（板橋口）駅前交番の設置に向け、区として関係機関への働きかけを求めますが、いかがでしょうか。

○政策経営部長

J R板橋駅前におきまして、交番は北区の滝野川口のみを設置されておりますことから、板橋区側の地域からは、板橋口のほうにも交番設置を要望する声が上がっていることは、まちづくり調査特別委員会の後に実施いたしました住民説明会等、あるいは町会連合会板橋支部から要望を毎年いただいておりますけれども、そういったものを通じまして、区としても承知しているところでございます。

今後、B用地と板橋駅舎用地との一体的開発や板橋駅西口周辺地区まちづくりが進んでいけば、今よりもさらに地域住民や板橋駅前を訪れる来街者がふえていくことが予想されます。そのため、板橋区の玄関口である板橋駅におきまして、安心・安全な駅前を実現していくことは、地域の生活安全の向上に資するのみならず、板橋区の魅力の向上にもつながるものと考えております。駅前交番の設置の実現に向けまして、区として、警視庁など関係機関に対する働きかけを行ってまいりたいと思っておりますのでございます。

○田中しゅんすけ

ぜひよろしく願いいたします。

私の質問の最後になります。

最後に、J R板橋駅前の噴水池についてお伺いいたします。

J R板橋駅の噴水は、平成23年3月の東日本大震災以降、省エネの観点から停止をしていることは、板橋土木事務所から回答をいただいておりますが、噴水広場を利用される町会や周辺地域の方から、停止されている池に雨水がたまり、落ち葉などが排水管を塞いでしまうことから、特に夏場などはそのことが原因で異臭がするという苦情を多く耳にします。さらにJ R板橋駅は、反対側の東口、北区側の噴水が稼働をしているため、殊さらに板橋区側の対応が地域の方には気になるところであります。

ぜひJ R板橋駅の改良工事を機会に、噴水池のあり方についても検討し、できるだけ早くに対策を講じていただきたいのですが、ご見解をお聞かせください。

○土木部長

J R板橋駅の駅前広場にある噴水池についてでございます。

駅前広場のリニューアルの方向や時期については未定でございますが、それまでの間、当面の問題について地域の皆様のご意見を伺いながら、事業の手戻りや経費の重複を発生させないように注意しつつ適切な対策を実施してまいりたいと考えております。

○田中しゅんすけ

できるだけ地域の方々ともよくよくご相談をしていただいて、早い段階での対応をお願いしたいと思います。

以上で、私の平成26年度の決算総括の質問を終わらせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。(拍手)